

第8章 介護保険事業費の算定

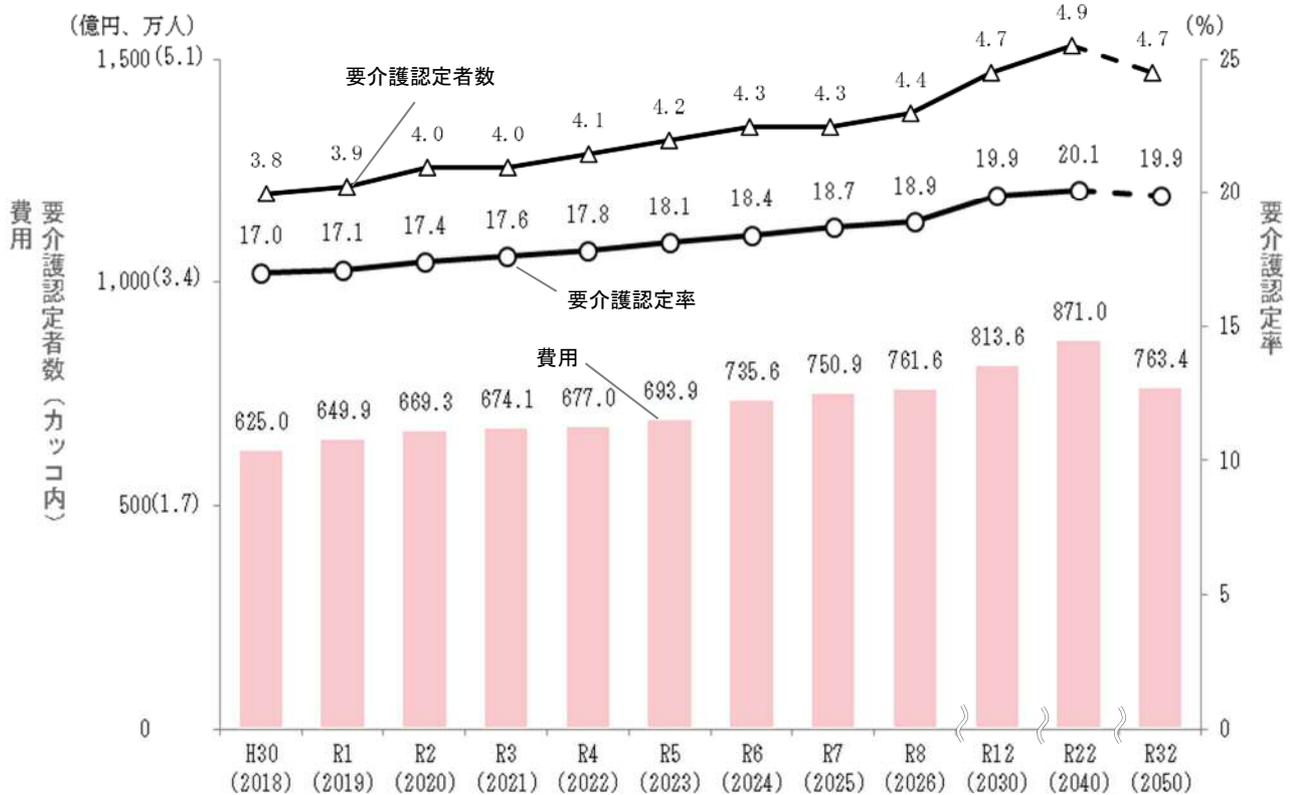
介護保険事業費は、高齢者人口の増加や制度の定着によって増加傾向にあります。

第9期計画期間の介護保険事業の費用は、高齢者人口の増加や介護サービス見込量、介護保険制度の改正等を踏まえ、次のとおり見込みました。

また、中長期的な視点として、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、我が国の高齢者人口の増加のピークを迎える令和22(2040)年度、その10年後の令和32(2050)年度の費用を推計しました。

1 費用推移と推計

要介護認定者数及び要介護認定率の上昇に伴い、介護保険事業費も増加していく見込みです。



※令和4(2022)年度までは実績値、令和5(2023)年度以降は推計値

区分	第8期			第9期			推計 R22 (2040)	推計 R32 (2050)	
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)			
費用	介護・予防サービス費等給付費	645.8	647.9	663.3	706.3	721.4	732.0	841.0	734.4
	地域支援事業費	28.3	29.1	30.6	29.3	29.5	29.6	30.0	29.0
推計値 ※R3・R4は実績値		674.1	677.0	693.9	735.6	750.9	761.6	871.0	763.4

2 第1号被保険者の保険料

(1) 保険料基準額

第9期計画期間の介護保険事業費を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を算定しました。
なお、保険料上昇を抑制するため介護給付費準備基金を活用しました。

第1号被保険者の保険料 基準額（年額）	70,802 円
---------------------	-----------------

【参考】第1号被保険者の保険料基準額の算出

① 介護サービスの提供等に必要経費（手数料収入等を差し引く）	2,248.1億円
② 第1号被保険者が負担する分（①×23%≒）	517.1億円
③ 国の調整交付金等を考慮した額（②+17.6億円＝）	534.7億円
④ 保険料上昇抑制のため基金残高を活用する（③－30億＝）	504.7億円
⑤ 1人分の金額にするため3年間の第1号被保険者数※で割る（④÷712,801人≒） ※所得段階別の基準額に対する割合による補正後の人数	70,802 円（年額）

(2) 保険料額 令和6（2024）年～令和8（2026）年度

所得状況等に応じたきめ細かな保険料とするため、保険料を多段階に設定しています。

所得段階	課税の状況		対象者要件	基準額に対する割合	保険料年額	月額換算
	本人	世帯				
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.285	20,178円	1,682円
第2段階			80万円以下	0.285	20,178円	1,682円
第3段階		80万円超 120万円以下	0.40	28,320円	2,360円	
第4段階		120万円超	0.65	46,021円	3,835円	
第5段階		80万円以下	0.90	63,721円	5,310円	
第6段階 （基準額）		課税	80万円超	1.00	70,802円	5,900円
第7段階	課税	本人の前年分の合計所得金額	120万円未満	1.20	84,962円	7,080円
第8段階			120万円以上 210万円未満	1.30	92,042円	7,670円
第9段階			210万円以上 320万円未満	1.50	106,203円	8,850円
第10段階			320万円以上 420万円未満	1.70	120,363円	10,030円
第11段階			420万円以上 520万円未満	1.90	134,523円	11,210円
第12段階			520万円以上 620万円未満	2.10	148,684円	12,390円
第13段階			620万円以上 720万円未満	2.30	162,844円	13,570円
第14段階			720万円以上 1,000万円未満	2.40	169,924円	14,160円
第15段階			1,000万円以上 1,500万円未満	2.60	184,085円	15,340円
第16段階			1,500万円以上	2.80	198,245円	16,520円

○ 公的年金等収入金額…税法上、課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。

○ 合計所得金額…収入金額から必要経費等に相当する金額を差引いた金額の合計額です。土地・建物等の譲渡所得の特別控除の適用がある場合は特別控除後の金額です。